

児童館ランドセル来館の利用申込

下校時に学校から直接児童館を利用できます(こども未来館「あいぼーと」・花川南児童館で実施)。

対象 花川小学校、花川南小学校区の児童(低学年は放課後児童クラブの利用推奨)で、帰宅時に保護者不在の家庭

登録期間 R4/4/1～R5/3/31

開設時間 平日(登校日)下校時～18時、土曜・学校休業日8時30分～18時

休所日 日曜・祝日・年末年始・臨時休校日

※「校外生活のみまり」の帰宅時間を超える場合はお迎え必須

場所 こども未来館「あいぼーと」(花川北7・1)、花川南児童館(花川南8・3)

定員 各15人程度

費用 無料(スポーツ安全保険料別途)

申込方法 実施施設または子ども政策課にある申込書を

子ども政策課(〒061-3292 花川北6・1・30・2 市役所1階18番窓口)へ持参または郵送

申込期間 1(水)～1/7(金) ※当日消印有効

問合せ 子ども政策課 ☎72・3192

放課後児童クラブの利用申込

仕事などで保護者が昼間不在の小学生のお子さんを、下校時から児童館などの施設でお預かりします。

登録期間 R4/4/1～R5/3/31

開設時間 平日(登校日)下校時～18時30分、土曜・学校休業日8時～18時30分

※延長利用は19時まで

休所日 日曜・祝日・年末年始・臨時休校日

費用 月額3,500円(延長利用・スポーツ安全保険料別途)

※生活保護受給・就学援助受給・兄弟利用などの世帯は減免制度あり(要申請)

申込方法 放課後児童クラブ、子ども政策課にある申込書を

子ども政策課(〒061-3292 花川北6・1・30・2 市役所1階18番窓口)へ持参または郵送

申込期間 1(水)～1/7(金) ※当日消印有効

名称	住所	電話番号	定員	主な学校区
なかよしクラブ	花川南8・3・153・5(花川南児童館内)	☎73・5180	50人	花川南小
はまなす子どもクラブ	花川南9・4・83・9(花川南認定こども園内)	☎73・9200	30人	
にじいる南クラブ	花川南6・5・1(花川南小学校敷地内)	☎77・6090	20人	
おおぞらクラブ	花川南1・1・78(おおぞら児童館内)	☎73・5480	40人	南線小
にこにこクラブ	花川南3・1・18(南線小学校内)	☎73・4400	35人	
樽川スマイルクラブ	樽川6・2・602	☎72・5640	90人	双葉小
ピノキオクラブ	花川北3・2・199・2(花川北児童館内)	☎74・3100	50人	
げんきっ子クラブ	花川北1・6・1(紅南小学校内)	☎74・0327	45人	紅南小
わかばクラブ	花川北2・5・65・1(認定こども園花川わかば幼稚園内)	☎74・6311	30人	
キラキラクラブ	緑苑台中央3・603(緑苑台小学校内)	☎72・1704	65人	緑苑台小
どんぐりクラブ	花川東671・7(緑苑台認定こども園敷地内)	☎77・6600	25人	
花っ子クラブ	花川北7・1・22(こども未来館「あいぼーと」内)	☎76・6112	50人	花川小
ファイトキッズクラブ	八幡4・167(石狩八幡小学校内)	☎66・3305	25人	石狩八幡小

※おおぞらクラブはR4/9月末に閉所し、10月以降は新設するふれあいの杜子ども館内に新たに児童クラブを開所予定です

※定員を超えた場合はお近くのほかのクラブを利用いただくか、待機となります

※特認校の生振小学校の児童はお問い合わせください

※集団生活が可能な障がいを持つお子さんもお預りいただけます。事前にご相談ください

※冬休みや夏休みなどの学校長期休業期間のみの一時利用制度もあります

問合せ 各放課後児童クラブ ※平日14時～18時、土曜10時～18時

子ども政策課 ☎72・3192

募 集

特別職報酬等審議会委員

募集人数 2人

内容 市長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬額、市長や副市長の給料額などの審議

応募資格 市内に在住または通勤・通学し、R3/12/1現在18歳以上の方

任期 委嘱日から2年間

時期 未定(諮問案件が発生した場合に開催)

申込方法 申込書に必要事項を記載し、郵送・ファクス・メールのいずれかで提出
※申込書は担当課、あい・ボード、市HPから入手可

申込期限 1/6(木)

その他 報酬と交通費を支給、託児先の紹介あり(費用の一部助成制度あり)

申込・問合せ 行政管理課

(〒061-3292 花川北6・1・30・2)

☎72・3151 FAX75・2275

✉gyosei@city.ishikari.hokkaido.jp

自衛官

種目 ①自衛官候補生(任期制自衛官)

②陸上自衛隊高等工科学校生徒

応募資格 ①採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の方

②R4/4/1現在中学校卒業(見込み含む)の17歳未満の男子

申込期限 ①通年

②推薦:3(金)必着

一般:1/14(金)必着

試験日 ①受け付け時にお知らせ

②推薦(1次試験):1/8(土)～11(火)のいずれか1日

一般(1次試験):1/22(土)・23(日)のいずれか1日

申込・問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

江別地域事務所 ☎011・383・8955

※平日9時～17時

2月号の原稿締切日は24金です

申込書 秘書広報課、各支所、市民館

※市HPから入手可

申込方法 秘書広報課へ持参(開庁日)、

郵送、ファクス、メールのいずれか

※宛先は裏表紙をご覧ください



必ず連絡先を明記してください。「会員募集」は申込順、掲載は年1回です。

会員募集

【藤希栄会】

内容 舞踊

対象 どなたでも

日時 毎週木曜13時～16時
(11月～2月は12時～16時)

場所 花川南睦美会館(花川南8・3)

費用 月4,000円

申込・問合せ 渡辺さん

☎090・9511・6748 FAX 0134・25・7845

市営・単身者住宅入居者

募集団地 市営住宅:花川団地1戸
(3LDK、花川北、単身申込不可)

案内書配布期間 1(水)～

配布場所 建築住宅課、各支所、各コミセン、本町簡易郵便局

申込期間 7(火)～9(木)

※これまで応募のなかった住宅(親船・厚田・浜益)は、随時募集中。詳細は要問合せ

申込・問合せ 建築住宅課☎72・3144

オンラインマナーバ

オンラインの無料学習支援です。教員を目指す大学生が分かりやすく教えます。

対象 市就学援助対象の中学生

※対象外の中学生も応相談

日時 平日19時～21時(この間で1時間
を1回として、1人週2回参加可)

定員 20人(申込順)

そのほか タブレット・通信環境は無料貸し出し可

申込・問合せ NPO法人こども・コムステーション・いしかり

伊藤さん☎080・5838・8914

✉comstation@ray.ocn.ne.jp

あなたの声を活かすしくみ パブリックコメント

石狩市特定滞納者に対する 特別措置に関する条例の廃止について

本条例は、市税の滞納者のうち、納税について再三の催告に応じないなど納税について著しく誠実性を欠く者を特定滞納者と認定し、行政サービスの利用制限を行うものです。施行後、徴収部門の一本化、国税等徴収業務経験者の採用、夜間・日曜の納税相談窓口の通年開設、コンビニ収納の導入など、さまざまな取り組みを強化したことで収納率の向上が図られ、特定滞納者と認定される前に納税につなげる体制が整ったことから、特定滞納者認定の審査を行う特定滞納者審査委員会の承認を受け、市では本条例の廃止を予定しています。

意見の募集期間 1(水)～1/4(火)

意見の検討結果 1月中に公表予定 問合せ 納税課☎72・3121

第5期石狩市農業振興計画の策定について

この計画は、農業を取り巻く環境の変化や課題に的確に対応し、地域特性を生かした農業振興を推進するため、目指すべき方向性や重点施策などを定めるものです。計画期間は、令和4年度～13年度の10年間で。

意見の募集期間 20(月)～1/20(木)

意見の検討結果 2月中に公表予定 問合せ 農政課☎72・3164

第2期石狩市食育推進計画の策定について

この計画は、さまざまな食の体験を通じて知識や技術を学び、自ら食を選択する力を習得して、健全な心身や豊かな人間性を育むため、食育に関する目標や方法について定めるものです。計画期間は、令和4年度～13年度の10年間で。

意見の募集期間 20(月)～1/20(木)

意見の検討結果 2月中に公表予定 問合せ 農政課☎72・3164

第3次石狩市漁業振興計画の策定について

この計画は、持続可能で魅力ある漁業を目指すために策定するものです。計画期間は、令和4年度～13年度の10年間で。

意見の募集期間 20(月)～1/20(木)

意見の検討結果 2月中に公表予定

問合せ 林業水産課☎72・3246

第5次石狩市地場企業等活性化計画の策定について

この計画は、産業の高度化・多様化ならびに経済の自立性向上に寄与することを目的に、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。計画期間は、令和4年度～13年度の10年間で。

意見の募集期間 20(月)～1/20(木)

意見の検討結果 2月中に公表予定

問合せ 商工労働観光課☎72・3166

第3次石狩市観光振興計画の策定について

この計画は、市の地域個性を生かして観光振興を図るため、目指すべき方向性や重点施策などを定めるものです。計画期間は、令和4年度～13年度の10年間で。

意見の募集期間 20(月)～1/20(木)

意見の検討結果 2月中に公表予定

問合せ 商工労働観光課☎72・3167



共通事項 意見の提出方法 氏名、住所、連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・メール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます
意見の提出先 企画課(〒061-3292 花川北6・1・30・2 市役所3階) FAX 74・5581
✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
※詳細は市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(市役所1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください